

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.1E+1						6.4E+2	665.0
2	アクリルアミド	6.3E-1						1.9E+0	2.5
3	アクリル酸エチル	9.4E+0						3.4E+2	352.2
4	アクリル酸及びその水溶性塩	4.0E+1						2.6E-1	39.8
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							3.4E+2	342.7
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	1.8E-2						2.0E-3	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	1.7E+2						7.1E-1	167.2
8	アクリル酸メチル	2.5E-2						3.4E+2	342.8
9	アクリロニトリル	9.6E-1						1.8E+2	176.9
10	アクロレイン		4.2E+3					6.3E+2	4,805.7
11	アジ化ナトリウム	6.1E-2							0.1
12	アセトアルデヒド	3.6E-1	2.2E+4					3.5E+3	25,332.3
13	アセトニトリル	1.2E+2						1.6E+2	276.5
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1.0E-2							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	8.4E-2						3.2E+0	3.3
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	2.7E+2			1.4E+4			7.0E+4	84,308.9
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					1.6E+1	7.4E+1		89.6
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	トリブジン								
26	3-アミノ-1-プロペン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン								
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	3.3E+3			3.9E+4			4.3E+4	84,845.1
31	アンチモン及びその化合物	9.6E+1						7.0E+2	799.8
32	アントラセン	3.4E-4							0.0
33	石綿		8.5E-1						0.9
34	IPDI	9.3E-1							0.9
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							4.9E+3	4,949.4
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	1.3E-2						4.0E+0	4.0
38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロ モ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート								
41	フルトラニル					7.0E+0			7.0
42	2-イミダゾリジンチオン	2.9E+0							2.9
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	1.8E-4						3.1E-2	0.0
45	エタンチオール								
46	キサロホップエチル					7.0E+0			7.0
47	ブタミホス					5.0E+1			50.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					4.7E+1			47.2
50	モリネート					1.7E+2			168.0
51	2-エチルヘキサン酸	3.9E+1						9.4E-1	40.2
52	アラニカルブ					4.0E+1			40.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	7.1E+4	5.9E+4	4.3E+4				2.6E+3	175,671.7
54	ホスチオゼート					8.9E+1			88.5
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	1.4E+3						6.5E+2	2,054.7
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	8.8E+2						8.0E-1	884.8
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.0E+2						1.4E+0	102.7
59	エチレンジアミン	2.2E-2						2.5E-3	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	6.1E-1			8.2E+0			1.5E+2	155.9
61	マンネブ								
62	マンコゼブ(マンゼブ)					5.3E+2			527.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					1.5E+2			154.0
64	エトフェンプロックス					2.7E+2	1.0E+2		374.1
65	エピクロロヒドリン	6.4E-2							0.1
66	1,2-エポキシブタン	1.2E+1							11.8
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	3.0E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル							2.2E-1	0.2
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					3.0E+0			3.0
71	塩化第二鉄	2.2E-1							0.2
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合物)								
73	1-オクタノール	1.2E-1						1.0E-2	0.1
74	p-オクチルフェノール	1.7E-1							0.2
75	カドミウム及びその化合物	1.6E-2						2.2E+1	21.9
76	ε-カプロラクタム	1.0E+1						3.8E+1	48.7
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	9.4E+4	2.3E+5	8.5E+4				7.0E+4	479,145.0
81	キノリン	9.2E-5							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	3.2E+1						4.4E+1	76.4
83	クメン	9.2E+2	1.1E+3					7.3E+1	2,142.6
84	グリオキサール	2.6E-2						6.5E-3	0.0
85	グルタルアルデヒド	3.9E+1						5.2E-1	39.5
86	クレゾール	3.9E+0						1.1E+2	116.9
87	クロム及び3価クロム化合物	2.4E+1						1.6E+2	181.7
88	6価クロム化合物	8.1E-1							0.8
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					1.8E+2			175.6
91	シアナジン					3.0E+1			30.0
92	トルフェンピラド					4.5E+1			45.0
93	メラクロール					6.7E+2			669.6
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							1.2E+0	1.2
95	フルアジナム					1.4E+2			144.5
96	ジフェノコナゾール					1.1E+1			11.3
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					3.1E+2			310.0
101	アラクロール					8.6E+1			86.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							5.4E+3	5,408.2
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							1.7E+4	17,030.3

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					4.0E+2			401.4
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (GAT)								
114	インダノファン					9.6E+0			9.6
115	フェントラザミド					6.4E+2			642.0
116	ヘキシチアゾクス								
117	テブコナゾール					1.2E+2	6.2E+0		126.2
118	ミクロブタニル					7.5E-2			0.1
119	フェンブコナゾール					4.4E+1			44.0
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロベン (塩化アリル)								
124	クミロン					1.5E+1			15.0
125	クロロベンゼン	5.1E+2						1.8E+2	690.3
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	1.9E+2						1.6E+3	1,767.8
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	3.0E+1						3.8E+2	413.3
133	酢酸2-エトキシエチル	7.4E+2						1.3E-2	743.6
134	酢酸ビニル	2.0E+3						3.3E+2	2,279.7
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド								
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン						5.5E+0		5.5
140	フェンプロバトリン					7.1E-1	4.8E+0		5.5
141	シモキサニル								
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	5.8E+1						2.3E+2	284.7
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリモホスメチル								
147	チオベンカルブ					2.9E+2			292.0
148	カフェンストロール					2.9E+2			289.4
149	四塩化炭素	1.2E-1							0.1
150	1,4-ジオキサソラン	4.2E+1						9.7E+0	52.0
151	1,3-ジオキサソラン								
152	カルタップ					5.1E+2			514.0
153	テトラメトリン						8.0E+2		795.3
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1.4E+0						4.0E+0	5.4
156	ジクロロアニリン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	6.6E+1						2.8E+0	68.8
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	1.1E+0							1.1
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							6.7E+3	6,706.2
162	プロピザミド					5.0E+2			504.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							1.0E+3	1,002.1
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					9.8E+1			98.1
169	ジウロン	6.7E-1				3.2E+2		4.7E-1	325.1
170	テトラコナゾール					2.0E-2			0.0
171	プロピコナゾール					5.0E+1		4.0E+1	89.7
172	オキサジクロメホン					3.7E+2			367.5
173	ピンクロゾリン								
174	リニュロン					2.6E+1			25.8
175	2,4-D(2,4-PA)					1.5E+2			152.7
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							1.6E+4	15,564.0
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							1.1E+1	10.7
179	D-D					3.9E+3			3,883.0
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	3.0E-1					8.6E+2	9.5E+4	95,588.1
182	ピラゾキシフェン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					2.2E+3			2,215.0
184	ジクロベニル (DBN)					6.8E+1			68.2
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							6.0E+2	601.0
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	3.9E+4						8.0E+1	38,623.0
187	ジチアノン					4.2E+1			42.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン								
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	3.8E-4							0.0
191	イソプロチオラン					3.4E+2			336.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					9.3E+1			93.0
196	メチダチオン (DMTP)					1.4E+2			144.0
197	マラソン (マラチオン)					1.1E+2			106.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	1.1E+0							1.1
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	8.7E-5						1.1E-3	0.0
206	カルボスルファン					9.0E+0			9.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	1.8E+1						4.5E+1	63.2
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								



京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							1.0E+3	1,001.9
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン- 2402)								
212	アセフェート					1.5E+3			1,502.9
213	N,N-ジメチルアセトアミド	3.1E+2						2.0E+0	316.6
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	6.8E-3							0.0
217	チオシクラム								
218	ジメチルアミン	1.4E+0						9.5E-2	1.5
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					9.8E+1			98.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	2.5E+1			5.3E+3			3.5E+2	5,656.3
225	トリクロルホン (DEP)						5.3E+0		5.3
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド (パラコート)					1.1E+2			110.0
228	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					8.7E+2			871.0
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル- p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン (o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1.5E+4							14,655.7
233	フェントエート (PAP)					5.0E+1			50.0
234	臭素	1.0E-1							0.1

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	1.1E-4							0.0
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	7.7E-1						7.8E+1	79.1
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	6.6E+0							6.6
240	スチレン	3.5E+3	1.4E+4	9.7E+1				3.2E+2	17,407.8
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	3.7E-3						1.8E+2	181.3
243	ダイオキシン類							6.5E+2	653.6
244	ダゾメット					4.9E+3			4,921.5
245	チオ尿素	7.3E-5						1.2E-3	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					6.8E+2	4.9E-1		675.5
249	クロルピリホス					6.0E+0			6.0
250	イソキサチオン					1.3E+2			134.0
251	フェニトロチオン (MEP)					9.2E+2	1.3E+2		1,051.9
252	フェンチオン (MPP)						6.3E+1		62.9
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	3.0E+0							3.0
256	デカン酸						1.0E-1		0.1
257	デシルアルコール					5.0E+2			496.7
258	ヘキサメチレンテトラミン	1.2E+0						1.9E+1	20.1
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	6.1E+0							6.1
260	クロロタロニル (TPN)					1.0E+3			1,013.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					8.6E+1			85.5
262	テトラクロロエチレン	3.7E+3						2.7E+1	3,734.9
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					2.0E+1			20.0
267	チオジカルブ					7.9E+1			79.0
268	チウラム (チラム)	6.8E+0				2.3E+2			236.8
269	イソフィトール								
270	テレフタル酸	7.1E-5						4.3E-4	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	4.1E+0						2.5E+2	253.0
273	1-ドデカノール	3.2E-1						3.9E+0	4.2
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	6.3E+2			1.0E+4			1.3E+4	24,443.0
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	8.5E-1						8.3E+0	9.2
277	トリエチルアミン	1.2E+2						1.1E+2	226.9
278	トリエチレンテトラミン	3.3E+0						3.7E+1	39.8
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	1.2E+4						3.0E+1	12,192.4
282	トリクロロ酢酸	5.3E-1						6.8E+0	7.4
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					2.3E+3			2,314.0
286	トリクロピル					6.5E+1			65.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							1.3E+4	12,516.4
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					4.2E+2			423.7
294	2,4,6-トリブロモフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2.6E+4	2.9E+4					2.0E+3	57,233.3
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.1E+4	1.9E+4	1.6E+4				1.1E+3	48,064.0
298	トリレンジイソシアネート	5.9E+0							5.9
299	トルイジン	2.0E-2						6.7E-1	0.7
300	トルエン	2.1E+5	3.9E+5	8.4E+4				1.5E+4	706,041.7
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.6E+3	3.9E+2					1.1E+3	3,055.5
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	1.3E-1							0.1
305	鉛化合物	5.9E+0						4.1E+2	415.9
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	1.2E-1							0.1
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	7.4E-2						4.9E+0	5.0
309	ニッケル化合物	1.6E+1						1.6E+3	1,655.8
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	3.2E-1							0.3
317	ニトロメタン	5.8E-2							0.1
318	二硫化炭素	7.5E-1						6.6E-2	0.8
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	3.4E-2						1.7E-1	0.2
321	バナジウム化合物	3.3E-2						3.0E+2	297.6
322	Clディスパーズブルー 79:1	7.7E+1						2.3E+2	310.1
323	シメリン					1.5E+2			154.5
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシシ銅					2.8E+2			275.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	7.7E-1						1.4E+0	2.2
329	ポリカーバメート							3.2E+3	3,163.6
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	3.8E+0						3.2E-1	4.1
331	カズサホス					2.7E+1			27.0
332	砒素及びその無機化合物	3.9E-5						2.9E+1	29.0
333	ヒドラジン	1.7E+0							1.7
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノン	1.3E+0						1.0E+1	11.7
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ピペラジン								
342	ピリジン	6.9E-1						2.3E-1	0.9
343	ピロカテコール	1.3E-3							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							2.1E+2	208.6
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	5.2E+1						2.5E+1	76.9
350	ペルメリン					5.0E+1	2.2E+2		273.6
351	1,3-ブタジエン		1.3E+4					8.5E+2	14,171.6
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	1.3E+1		3.0E+2					308.6
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	2.7E+2						3.1E+1	302.8
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	6.1E+0							6.1
357	ブプロフェジン					1.1E+2			108.0
358	テブフェナジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ペノミル					9.0E+1			90.0
361	シハロホップブチル					1.2E+2			124.8
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					3.0E+2			296.0
364	フェンピロキシメート					2.0E+1			20.0

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	1.5E-1						1.2E-1	0.3
369	プロパルギット(BPPS)								
370	ピリダベン								
371	テブフェンピラド								
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	5.4E+0							5.4
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	4.3E+2						3.1E+4	31,188.8
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					5.3E+2			528.0
377	フラン								
378	プロピネブ					4.2E+2			420.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン- 1211)								
381	ブロモジクロロメタン							1.2E+3	1,248.4
382	ブロモトリフルオロメタン(ハロン- 1301)								
383	プロマシル					2.8E+2			279.0
384	1-ブロモプロパン	9.9E+3							9,854.9
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモメタン					7.9E+2			790.0
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン(ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	2.5E+1			6.1E+2			2.6E+2	896.3
390	ヘキサメチレンジアミン								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	6.7E-1						9.4E-3	0.7
392	n-ヘキサン	3.9E+4	7.2E+4					3.7E+3	115,003.8
393	ベタナフトール							9.8E-3	0.0
394	ベリリウム及びその化合物							3.3E+1	32.8
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	1.2E+1							11.6
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	7.3E-3						6.1E-2	0.1
399	ベンズアルデヒド	2.5E-3	5.7E+3					1.8E+2	5,837.0
400	ベンゼン	1.4E+3	8.4E+4					4.3E+3	89,329.9
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水 物	7.0E-6							0.0
402	メフェナセツト					1.4E+1			14.0
403	ベンゾフェノン	2.9E-3						3.1E-3	0.0
404	ペンタクロロフェノール(PCP)								
405	ほう素化合物	2.0E+2					6.2E+1	5.8E+4	58,227.4
406	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(C:12-15及びその混合物)	1.7E+4			1.2E+5			2.0E+4	158,605.9
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニ ルエーテル	1.3E+2			2.4E+2			4.2E+2	791.1
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	6.6E+2			2.3E+4			3.2E+4	55,675.3
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニ ルエーテル	9.4E+2			4.2E+2			1.5E+3	2,845.2
411	ホルムアルデヒド	2.7E+4	5.4E+4					2.6E+4	106,485.7
412	マンガン及びその化合物	3.2E+0						1.2E+2	122.2
413	無水フタル酸	2.2E+0							2.2
414	無水マレイン酸	3.2E-1						5.2E-6	0.3
415	メタクリル酸	3.8E+1						1.3E+2	169.5
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	3.4E+0						1.7E-2	3.4



京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	3.1E-3						1.8E-2	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	9.6E+2						2.0E+2	1,159.1
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					9.4E+1			94.0
423	メチルアミン	2.3E-4						1.5E-5	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					2.0E+1			20.0
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					1.5E+1	3.1E+2		328.6
428	フェノブカルブ (BPMC)					1.2E+2	3.7E+2		490.5
429	ハロスルフロンメチル					1.8E+0			1.8
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					1.5E+2			147.7
432	アミトラズ								
433	カーバム					1.5E+2			150.0
434	オキサミル					1.0E+1			10.4
435	ピリミノバックメチル					3.3E+2			328.4
436	α-メチルスチレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	1.5E+1						5.7E+1	71.9
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	1.0E-1						1.4E+0	1.5
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル								

京都府

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					1.1E+2			109.5
444	トリフロキシストロビン					1.4E+0			1.4
445	クレソキシムメチル								
446	4,4'-メチレンジアニリン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	1.2E+0							1.2
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	4.5E+2							450.2
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					3.1E+2			312.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	7.3E+0							7.3
453	モリブデン及びその化合物	1.8E+0						5.2E+2	522.7
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	6.0E-1							0.6
455	モルホリン	7.3E+1						5.8E+2	651.2
456	リン化アルミニウム								
457	ジクロロボス (DDVP)						6.7E+2		672.6
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							6.5E+0	6.5
460	りん酸トリトリル	2.4E+0							2.4
461	りん酸トリフェニル	4.0E+1						2.6E+2	304.0
462	りん酸トリ-n-ブチル	6.3E-5						8.6E-4	0.0
合 計		6.0E+5	1.0E+6	2.3E+5	2.1E+5	3.2E+4	3.7E+3	5.8E+5	2,658,246.4

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。